

## 保険に関する手続き (国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険)

### 4 国民健康保険被保険者証・ 高齢受給者証(該当者のみ)の返納

#### 手続きの説明

国民健康保険にご加入の方がお亡くなりになった場合は、下記受付窓口または郵送で被保険者証等をご返還ください。

世帯主が変更になる場合は、ご家族の被保険者証もお持ちください。

葬祭費の支給の手続きがある場合は、手続きの後に返納してください。

#### 持ち物

- ・これまでお使いの被保険者証、高齢受給者証

#### 受付窓口

- ・国保・年金課資格賦課
- ・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

#### 期限

- ・お亡くなりになった日から14日以内

#### 問い合わせ先

- ・国保・年金課資格賦課 電話 5 4 3 2 - 2 3 3 1  
FAX 5 4 3 2 - 3 0 3 8

メモ

---

---

---

---

---

---

---

---



## 6 国民健康保険に加入されていた方の 葬祭費の支給

### 手続きの説明

国民健康保険に加入されていた方がお亡くなりになった場合、葬祭を行いその費用を支払った方に、申請により葬祭費が支給されます。

職場の健康保険等に本人として加入していた方が、国民健康保険加入後3か月以内に亡くなり、加入していた健康保険等から葬祭費や埋葬料が支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。詳しくは職場の健康保険等にお問い合わせください。

### 申請書等

- ・国民健康保険葬祭費支給申請書

### 申請に必要なもの

- ・葬儀代金の領収書の写し(あて名が申請者名になっており、内訳が葬儀代金と記載のあるもの)
- ・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証
- ・申請者(葬祭の費用を支払った方)の振込先の口座番号等がわかるもの
- ・申請者の本人確認のできるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)

### 受付窓口

- ・国保・年金課保険給付係(郵送も可)
- ・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

### 期 限

- ・葬儀を行った日の翌日から2年を経過すると時効となり支給されません。

### 問い合わせ先

- ・国保・年金課保険給付係 電話 5 4 3 2 - 2 3 4 9  
FAX 5 4 3 2 - 3 0 3 8

メモ

